

自由研削砥石の安全作業 -特別教育テキスト- (No.121700)

〈第 8 版 令和 6 年 7 月 31 日〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和 7 年 5 月に公布されました。
 テキストに掲載している関係法令の条文について、今後施行される改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和 7 年 8 月 1 日

頁・箇所	第 6 版（令和 6 年 11 月 26 日）	補足内容
5 4	安衛法第 4 条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第 4 条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同じ場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 令和8年4月1日から施行
5 5	安衛法第 2 6 条 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第 2 6 条 労働者及び労働者と同じ場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 令和 8 年 4 月 1 日から施行
5 6	(譲渡等の制限等) 安衛法第 4 2 条 (略) (新設) (新設)	(譲渡等の制限等) 安衛法第 4 2 条 (略) <u>2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。</u> <u>3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行
5 6	(安全衛生教育) 安衛法第 5 9 条 (略) 2 (略) 3 (略) (新設)	(安全衛生教育) 安衛法第 5 9 条 (略) 2 (略) 3 (略) <u>4 作業従事役員等は、労働者と同じ場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行